

平成 27 年度定時総会 特別講演 の開催

平成 27 年 5 月 27 日(木) ANA クラウンプラザホテル新潟において、平成 27 年定時総会終了後、特別講演として東京都動物愛護相談センター所長の新井英人先生から人と動物との共生を目指す「東京都の動物愛護行政について」と題するご講演をいただきました。

講演では、不況や飼い主の高齢化等の社会情勢の変化により、動物の引き取り頭数が増える可能性があること、一方で生後間もない子猫や病気・高齢の動物は譲渡が難しい状況にある中で“動物の致死処分数を限りなく減らす”ことを目標として掲げている。このことを達成するため、入りの頭数減対策としては『東京都の動物の捕獲・収容・引取りの流れ』の中で、条例により「飼い主からの犬及び猫の引取り」について飼い主が継続して飼養することができないやむを得ない理由（結婚、海外永住、転勤等）があると認められるときに限りこれを引き取るものとする厳しい制限を設けていること、又、所有者の判明しない犬または猫の引取りをその拾得者から求められた場合において、やむを得ないと認められるときに限りこれを引き取ることが規定されている。また、引取り、捕獲・収容及び負傷の保護動物については、飼養期間（7日間）内で公示・HPにより周知して返還及び譲渡頭数を増やすことに努めた結果として致死処分頭数の減少となっている。統計によれば平成 25 年度の致死処分頭数（1,441 頭）は、昭和 58 年度（56,427 頭）の 40 分の一となった。このことは、本県と異なり譲渡先が個人のみならず多くの動物愛護団体に受け入れられていることが致死処分頭数の大きな減少幅を可能とした要因として挙げられると推察されました。



講演される東京都動物愛護相談センター

所長 新井英人先生



受講の様子